

○穴水町議会議員定数条例

平成12年3月17日

条例第19号

改正 平成18年3月22日条例第16号

平成26年3月15日条例第21号

穴水町議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により10人とする。

附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。
- 2 従前の穴水町議会議員定数減少に関する条例(昭和29年穴水町条例第40号)は、廃止する。

附 則(平成18年3月22日条例第16号)

この条例は、平成19年4月現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。

附 則(平成26年3月15日条例第21号)

この条例は、平成27年4月現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。